

防経施第4218号  
20. 4. 1  
一部改正 防官文(事)第18号  
27. 10. 1  
一部改正 防整施(事)第153号  
28. 3. 31

経理装備局長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長 殿  
技術研究本部長  
装備施設本部長  
各地方防衛局長

事務次官  
(公印省略)

防衛省が発注する建設工事のいわゆるダンピング受注に係る品質確保の対策について（通達）

防衛省が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）においていわゆるダンピング受注があった場合、防衛施設の品質確保に支障を来し、自衛隊の運用等に重大な影響を与える可能性があるだけでなく、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながる可能性があるため、いわゆるダンピング受注の防止が肝要である。

このため、下記のとおり、いわゆるダンピング受注に係る品質確保対策を実施することとされたので通達する。

## 記

### 1 施工体制の確認を行う総合評価落札方式の試行

建設工事請負契約に係る一般競争入札の実施等について（防整施(事)第143号。28. 3. 31）に基づき、総合評価落札方式の活用を図っているところであるが、施工体制確認型総合評価落札方式を試行することとする。

### 2 特別重点調査の試行

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第86条第1項の規定に基づく調査に加え、当該調査の対象となる工事（以下「調査対象工事」という。）のうち、原則として予定価格が2億円以上の建設工事において、申込みに係る価格が別に定める基準に該当する者を対象に、品質確保体制や安全衛生管理体制が確保されないおそれがないか等を厳格に調査する特別重点調査を試行することとする。

特別重点調査の結果、品質確保体制や安全衛生管理体制が確保されないおそれがあると認める場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の6第1項又は第2項の規定に準じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者以外の者のうち最低の価格をもって申込みをした者又は価格及びその他の条件が国にとって次に有利なものをもって申込みをした者を契約の相手方とすることとする。

また、特別重点調査の調査結果は、公表することとする。

なお、2億円未満の建設工事についても、試行することを妨げない。

### 3 公正取引委員会との連携強化

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第9項に規定する不公正な取引方法である不当廉売に該当するような受注活動及び優越的地位の濫用に該当するような下請取引の排除を徹底するため、必要に応じて公正取引委員会に対し、調査対象工事等の情報を通報することとする。

### 4 前3項の実施に関し必要な細部事項は、整備計画局長が定めるものとする。標記について、別添のとおり制定されたので、この旨管下の職員に周知せられ、この実施に遺漏のないよう期せられたい。